

# お店の窓がこのようになっていませんか？

~ちょっとした工夫でお店の印象が変わります!!~

お客様にお店の商品やサービス内容を伝えるポスター等のいわゆる「簡易な広告物」を、ちょっとした工夫できれいに貼られると、お店の印象が良くなります。

また、お店の一人ひとりの取組みが積み重なれば、京都の町並み景観の向上にも繋がりますので、是非、皆様のご協力をお願いします。

## 事例1の店舗

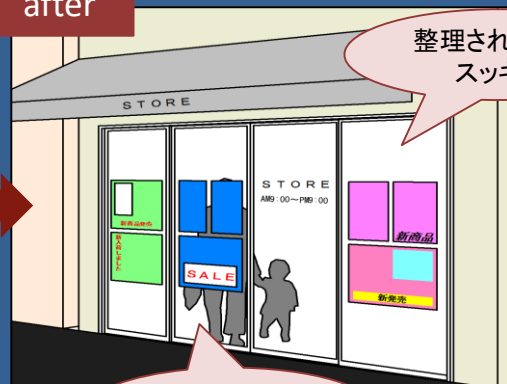
before



乱雑で  
統一感がなく  
見にくい

重なって  
よく分からない

after



整理されていて  
スッキリ

色・高さを揃え  
統一感がでる

## 事例2の店舗

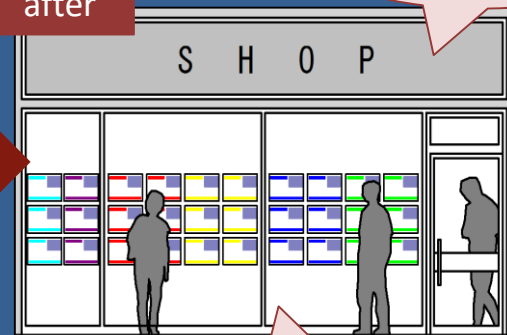
before



店内の様子が  
よく分からない

上と下が  
見づらい

after



店内の雰囲気  
がよく分かり  
入りやすい

目線の高さが  
見やすい

ポスター等の設置にも「京都市屋外広告物等に関する条例」が適用されます。  
(詳細は、裏面をご覧ください。)

## Point 1

### 広告数は最小限にしましょう！

建物や窓等に設置するポスター等の枚数は必要最小限にすると、お店の広告がスッキリした印象になります。



## Point 2

### 規則正しく設置しましょう！

ポスター等の広告は、高さ、間隔、大きさを統一して貼った方が、見た目の印象も向上します。



## Point 3

### すっきりしたデザインを心掛けましょう！

広告のデザインは、文字情報を必要最小限にして、過密にならないようにしましょう。また、文字の色数も少なくした方が、広告が読みやすくなります。

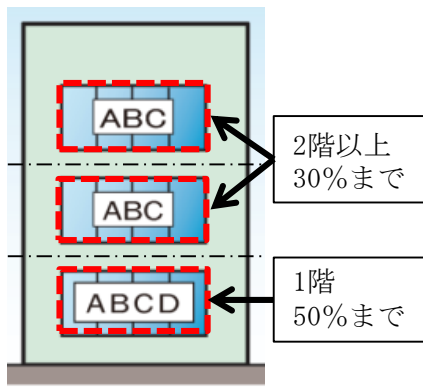


## ポスター等設置の基準概要について

窓の外側に貼るポスター等の簡易に表示できる広告物にも、色彩、表示可能面積、設置する高さ、**ガラス窓等の開口部への表示可能面積（左図参照）**などの条例の基準があり、**合計面積が2㎡を超える**と短期での許可申請（許可期間：3月）が必要となります。

また、開口部等に内側から貼る（「特定屋内広告物」）場合も、色彩や開口部の表示可能面積など、条例に基準があるほか、**合計面積が5㎡を超える**と届出が必要です。

※ 屋外広告物や特定屋内広告物の規制の詳細は、当室のホームページにある「京の景観ガイドライン(広告物編)」で確認できます。



（開口部に対する表示率）

[京都広告ガイドライン](#)

[検索](#)

京都市 都市計画局 広告景観づくり推進室

〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル7階

TEL：(075) 708-7690

FAX：(075) 251-2877

[京都広告景観](#)

[検索](#)



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！



京都市  
CITY OF KYOTO

京都市印刷物第284984号  
平成29年2月発行